２・３　（略）

４　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）附則第八条の規定により建設勘定から特例業務勘定に繰入れ（債務等処理法附則第八条第一項の規定による繰入金に係る剰余額に係るものに限る。）を行った場合には、当該繰入金の額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則別記様式による証明書は、同条の規定による改正後の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則別記様式による証明書とみなす。

○国土交通省令第三十三号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の施行に伴い、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合） **第十八条の二**　法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合 二　（略） （自家用有償旅客運送） **第四十九条**　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。 一　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。） 二　（略）	（法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合） **第十八条の二**　法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合 二　（略） （自家用有償旅客運送） **第四十九条**　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。 一　過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。） 二　（略）

附　則

この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日から施行する。

２・３　（略）

４　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）附則第六条の規定により建設勘定から特例業務勘定に繰入れ（債務等処理法附則第六条第一項の規定による繰入金に係る剰余額に係るものに限る。）を行った場合には、当該繰入金の額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額するものとする。